

公金の誤振込みとその後の対応について

みなさま、ご承知のとおり、この度、コロナ関連の「住民税非課税世帯等に対する1世帯あたり10万円の臨時特別給付金(以下「給付金」という)」の振込み事務手続きのミスにより、本来の振込みとは別に、誤って1世帯に、4630万円を振り込みさらに、当事者(以下「本人」という)からの公金の回収の目途が立っていないという事態が発生致しましたことにつき、町民のみなさまをはじめ、多くのみなさまに心からお詫び申し上げます。

つきましては、発生した事態の経緯を公表するとともに、町としての今後の対応についてご説明いたします。

経緯

▼公金4630万円を誤振込み

4月8日(金)に、給付金463世帯分を振込むための事務手続きの際のミスにより、本来の給付金とは別に、対象のうち1世帯に、合計額相当の4630万円を二重振込みした事実が山口銀行からの指摘により判明。

▼ただちに本人に通知。一旦、返還の意思を示すも、組戻し直前で突然、手続きを拒否

同日午前、ただちに、本人に連絡し、自宅を訪問。事情を説明、お詫びの上、「組戻し」手続きのため、本人の取引銀行支店(以下「関係銀行支店」という)まで同行の上、手続きをしてもらいたい旨を依頼し、本人より同意を得る。

その後、本人ならびに会計管理者および職員1名が役場の公用車に同乗し、県内他市にある関係銀行支店まで移動し、駐車場に到着する。

しかし下車後、関係銀行支店の玄関前で本人が立ち止まり、「やはり今日は手続きしない。後日、公文書を郵送してくれ」と求められ、その場での組戻し手続きを拒否される。

交渉の甲斐なく銀行支店窓口は営業終了時間を迎えた。公用車での帰路においては、本人より、「あとは自分で帰るから、途中で降ろしてくれ」と求められ、物別れとなった。

※同日夕方、関係銀行支店および、大阪府にある関係銀行の担当部署あてに「誤送金が発生した旨」、「本人への払戻しを行わないよう依頼する旨」を記した公文書を速達で郵送。

※9日(土)、本人と連絡取れず。
※10日(日)、本人より、「知人の弁護士と相談する旨」の、電話連絡あり。

※11月(月)〜12日(火)、本人と連絡取れず。複数回、訪問するも、会うことはできず。

▼母親にも協力を仰ぎ交渉するも話にならず

13日(水)、本人の母親(県内他市在住)の連絡先が判明した

ため、事態の説明をした上で、本人への説得をお願いする。

14日(木)、母親と副町長および職員1名が、勤務先で本人と面会するも、役場の非を述べ、「弁護士と話す」との一点張りで話にならず。

※同日夜、町議員に状況説明。

▼相手方弁護士より「近日中に組戻しの手続き日知らせる」と連絡あり

15日(金)、町の顧問弁護士と相手方弁護士が話し、相手方より、「近日中に、母親立会いのもと、本人が組戻し手続きを行うので、日時が決まったら知らせる」との連絡があった。

※同日夕方、「公金誤振込みに関する記者会見」を開催し、町長がお詫びと経緯説明。

※16日(土)〜20日(水)、相手方よりの連絡を待つ。

▼「金はすでに動かした。戻せない。罪は償う」

21日(木)、手続きを行う日時についての連絡を待っていたが音沙汰がなく、確認のため本人に電話をするが、連絡とれず。

同日、午前、午後と、複数回にわたり自宅を訪問するが、車は一切、応答はなかった。

同日夕方、自宅を再度訪問したところ、屋外で煙草を吸っていた本人に、偶然、接触することができた。

その際に、本人より、「お金はすでに動かした。もう戻せない。犯罪になることはわかっている。罪は償う」といった発言があった。

※同日夜、町議員に状況説明。

※22日(金)、「公金の返還拒否に関する記者会見」を開催し、町長がお詫びと経緯説明。

※23日(土)〜25日(月)、東京都において関係先銀行等の調査。

※26日(火)、町のウェブサイトに、文章および動画にて、町長による、お詫びと経緯説明を掲載。

※27日(水)、町議会の全員協議会で、詳細な状況および今後の対応について説明。

▼本人に通知したお金の引き出しが、始まっており、ほぼ全額が口座から消えていたと判明

※後日の調査で、誤振込みのあった8日の当日(役場職員の同行のもと関係銀行支店まで組戻し手続きに行ったが、突然手続きを拒否した同日)から、カード決済により多額のお金の引き出しが始まっており、その後も、ほぼ毎日お金を動かし、2週間弱で、ほとんど全額が口座から無くなっていくことが判明。

公金回収に向けて

▼刑事事件で本人が逮捕されてもお金は取り戻せない

公金を誤振込みしてしまっただことは、もちろん、役場に責任があります。だからといって、それを使っても良いかというと、全く別の問題だと思えます。

巷では、「本人が、自白したのだから、実名を公表し、逮捕して白状させれば良い」といった意見もありますが、自白だけでは証拠能力はなく、裏付けとなる物証等が明らかになるまでは、公表したくとも公表できない苦しい実情があったことは、ご理解いただきたいと思えます。

ましてや、町には、警察のように逮捕や関係書類の押収を行うというような強力な権限がありませんし、そもそも、犯罪を罰する刑事事件と、お金を取り返す民事事件は全く性質が異なるものであり、犯人を逮捕したからと言って、お金を積み重ねて、民事で取り戻すしか方法がないことも、どうぞご理解ください。

▼事実関係を徹底調査

これまで、多くのみなさまから「町は一体、なにをモタモタしているのか」というお叱りもいただきましたが、強制権を持たない町としては、忸怩たる思いの中で、可能な限りの手段を講じ、一方で、金融機関の預金者保護の高い壁がある中、口座の動き等の証拠の調査に多くの時間を要しました。

大変、申し訳なく思いますが、この間、町としても最大限の努力をして参ったことにつきましては、ご理解をお願いします。

▼民事訴訟の方針を決定

5月9日(月)、一定程度の証拠が得られたので、民事訴訟(不当利得返還等請求訴訟)を行う方針を決定しました。

※11日(水)夜、町議員に経緯と状況を改めて説明。

▼議会で可決。即日提訴

※12日(木)、町議会臨時会で「不当利得返還等請求訴訟」の提起が可決。

※同日、即日提訴する。

訴状(概要)

提出先：山口地方裁判所秋支部

原告：阿武町

被告：阿武町大字福田下

3437番地

田口 翔

訴訟事件：

不当利得返還等請求事件

請求の趣旨：

1. 被告は、原告に対し、金5115万9939円及びこれに対する令和4年4月8日から支払済まで年3分の割の金員を支払え。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに1項につき仮執行の宣言を求めらる。

※1項の金額には、4630万円に加え、弁護士費用および交通費等の諸費用を含む。

今後の対応

▼再発防止に向け、職員の指導やシステム、事務内容の見直しを

以上が、これまでの経緯の概要ですが、公金の誤振込みと

▼回収に向け最大限の努力を

顧問弁護士とは、誤振込みが発覚した当日から、ほぼ毎日、緊密に連絡を取り合っています。また、警察につきましても、すでに職員の事情聴取も終わり、捜査が始まっています。

こうした中、今後、この訴訟がどういった展開になるかわかりませんが、場合によっては、本人の取引先銀行やお金の移動先等も含めた第2段階、第3段階の民事訴訟もあり得ると考えています。

今後とも、大切な公金の回収に向けて、最大限の努力を傾注していく所存ですので、どうぞ、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

阿武町長 花田憲彦